

2. ビッグデータを活用した調査可能性の検討

2) データ公表推進に関する検討

(1)公表に関する課題

■ ヒアリング先のデータ公表状況:

- 川中(卸売業者)のデータを扱う業者においては、顧客保護の観点などから原則、公表は行われていない。
(A社には今回特別に、卸業者～外食業者間の流通データを提供してもらった。)
- 川下(小売業者)のデータを扱う業者においては、事業としてデータの提供を行っている。

ヒアリング先	対象範囲	公表状況
A社	「卸売業者」～「外食業者」	・現状、公表に関しては行っていない ・本委託事業においては、特別に集計サンプルデータを提供 (継続的な提供には、有料化が必須・前提条件を整理する必要有)
B社	「メーカー」～「卸売業者」	・現状、公表に関しては行っていない ・データ提供者である企業の同意を得るのが難しい
C社	「小売業者」	・オプション/カスタマイズに応じてフィーを受取り、データを提供している ・一方で大手スーパー・コンビニとは、データ提供の契約に至っていない
D社	「小売業者」	・有料でデータや可視化システムを提供している ・サンプルデータの提供は契約を検討している卸・メーカー向けに限定
E社	「卸売業者」～「小売業者」	・現状、公表に関しては行っていない ・データに対して顧客(小売業者・卸売業者)が有する権利は重要である ・実際の提供・公表には社内での慎重な協議が必要となる
F社	「卸売業者」～「小売業者」	・現状、公表に関しては行っていない ・取引に関するやり取りの枠組みを提供している立場で、顧客の情報管理の観点からデータ提供は非常に難しい

2. ビッグデータを活用した調査可能性の検討 2)データ公表推進に関する検討 (2)公表推進に向けた施策

■ ビッグデータ保有企業がデータ公表において抱える最大の壁は、「データ提供者である顧客企業の同意」

- 同意を得るためには、公表に関して顧客企業が危惧するリスク要因を取り除く必要がある。
- また官民で連携しながら、データを公表・共有するメリットの構築を進めることも重要である。

企業の経営戦略が露呈するリスク

商品毎の販売量が他社に知れ渡ること
経営戦略が露呈し、利益減少に繋がる可能性がある

経営戦略の露呈を防ぐには...

- データの匿名化：
データ保護の標準的なプロセスに則り、
企業名や商品名を匿名化する
- 提供の形式を工夫：
目的はあくまで原材料の実態把握にあるため、
商品名を伏せ、原材料ベースの集計にする
- 業界団体として管理：
各企業からの公表ではなく
業界団体が一定のルールのもとで集計し、
業界全体としての数値を公表する

公表するメリットが明瞭でない

公表することで企業の利益増大、
企業価値向上に繋がるメリットが明らかでない

メリットを明確にするには...

- 社会的意義に問いかけ：
政府の効果的な政策立案に、
データ提供という形で貢献することができる
参考) EBPMの推進 (p.100)
- データを共有するメリットを様々な形で構築：
現時点でも一部の生産者には、
「業界内でデータを共有しナレッジを蓄積したい」
というニーズが存在 例) JA婦恋村
参考) 民間データの利活用
「官民データパートナーシップ」の取り組み推進 (p.101)

(参考)EBPMの推進

■ 近年、EBPM(Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案)に対する関心が高まっている。

- EBPMの推進にあたっては、データ利活用の環境を整備することが必要不可欠である。

EBPMの推進

- EBPM (Evidence Based Policy Making、証拠に基づく政策立案) :
政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、
政策目的を明確化したうえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。
EBPM推進は政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資することが期待される。
- EBPM推進委員会の下、「EBPM課題検討ワーキンググループ」「データ利活用ワーキンググループ」という
2つのワーキンググループが活動している。

データ利活用について (データ利活用ワーキンググループ)

- データはEBPMの基盤であり、それぞれのデータの特徴を踏まえた適切な利活用を実現するため、
データ利活用の環境整備に係る課題を整理し、対応の考え方を取りまとめる必要がある。
- 主な課題としては、「データガバナンスの確保」「データ人材の確保・育成」「民間データの適切な利活用」がある。
- リアルタイムデータ・ビッグデータ利活用に伴い、新たな行政手法についても有効性が高まる。
 - アジャイル型政策立案：リアルタイムデータを利活用し、効果を見ながら随時、政策の軌道修正を行う
 - ナッジ：国民一人一人に配慮した提案を行うことで、人々の自発的行動を促す

(参考)民間データの利活用

- EBPMの推進にあたっては、民間データの利活用が必要不可欠と言える。民間データを最大限活用するため、官民で合意すべき内容を整理したうえで、パートナーシップを築いていくことが重要である。

官民で合意すべき内容

- 合意文書に明確に規定する事項
 - 法令等の範囲内であること
 - 行政側の「データ利用の目的」
 - 種類・内容・品質・共有範囲・安全管理措置
- 個別ケースに応じて合意文書へ盛り込みを検討する事項
 - データ提供は任意であり、義務ではないことの確認
 - 有償・無償等の提供形態
 - 公表・削除・フィードバックの方法、保有期間
- 確認することが望ましい、行政側の「責務」と民間側の「役割」
 - 行政の責務として機密性の高い情報の適切な取扱い、積極的な情報発信、バイアスの認識が挙げられる
 - 民間の役割として企業内にガバナンス体制を構築し、データ提供についてステークホルダーや消費者とコミュニケーションをとることが考えられる

「官民データパートナーシップ」の取り組み推進

- 「官民データパートナーシップ」：
行政が民間データを利活用するに当たって、民間保有データと行政保有するデータを官民でそれぞれ共有。共同分析・評価することで、両者の欠点を補い、「代表性があり、精度が高く、速報性もある」データに改善。
- 民間データホルダー側にとっても、自らのデータのバイアスを行政データで補正できるなどの利点が考えられる。
- 具体的な想定取組例
 - 行政データと比較し、バイアスを取り除く取組
 - 民間データと行政データの統合・融合を図ることで、代表性があり、精度の高いデータに補正する取組
 - データの共同分析・評価の結果を、民間データホルダーと府省庁の共同名義で公表